

岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例に
ついて

岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年九月十九日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例

(岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例(平成十八年岐阜県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「二十人」を「十五人」に改め、同項第四号中「三十人」を「二十五人」に改める。

(岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

第四十六条第二項中「二十人」を「十五人」に、「三十人」を「二十五人」に改める。

(岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年岐阜県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項の表一の項中「三十人」を「二十五人」に改め、同表二の項中「二十人」を「十五人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例第六条第一項

(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、子どもに対する教育及び保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、適用しない。この場合において、第一条の規定による改正前の岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例第六条第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後においても、なおその効力を有する。

3 第二条の規定による改正後の岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第四十六条第二項の規定は、保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、適用しない。この場合において、第二条の規定による改正前の岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第四十六条第二項の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

4 第三条の規定による改正後の岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第四条第三項の規定は、園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、適用しない。この場合において、第三条の規定による改正前の岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第四条第三項の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

提 案 説 明

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、認定こども園の教育及び保育に従事する職員の配置基準を変更する等のため、この条例を定めようとする。